

介護保険制度がスタートして10年目を迎えます。この間、介護サービスの量の確保・質の充実が進められてきていますが、介護事業所の経営状況は必ずしも良いとはいえません。今後の課題として、少子高齢化の中で将来にわたり介護従事者を確保していくことや、何よりも人と人とのつながりを基本とする介護サービスの確保には、経済的な裏づけが求められるところです。一方、制度のスタートとともに、さまざまな法律問題も起こっています。本連載では、介護の現場で起こり得る身近な法的問題を、事例を交えながら紹介したいと思います。第1回は新型インフルエンザに関連する介護事業所の対応について考えてみます。

新型インフルエンザの影響

新型インフルエンザへの対応が、弱毒性であることを踏まえた対応に転換したといっても感染者は増加し、今秋にも大規模な感染拡大が心配されています。利用者や家族は、生命・健康の保持や自立へのサービスが継続的に提供されることを求めており、医療施設はもとより、介護施設においても万全の対策をとって当然と考えていることでしょう。介護施設での転倒や誤嚥事故はもとより、感染症の発生は文字通り利用者の生命に関わる重大な問題です。時として風評被害とともに施設の存続すら脅しかねません。例えば、パンデミック(世界的大流行)の渦中にある新型インフルエンザに関し、次のような報道がありました。読んで利用者や家族は、どのような印象を持つでしょうか。

- ・デイサービス事業所が新型インフルエンザの影響で休業した際、認知症を抱える一人暮らしの女性が体調を崩した。(読売新聞09年6月25日朝刊)
- ・ある特別養護老人ホームが最低2週間の備蓄や出勤可能な職員が4割程度にまで減った場合の体制を検討。(読売新聞09年5月19日夕刊)

政府は「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」に加え、介護施設等の特殊性を踏まえ「新型インフルエンザに対する社会福祉施設等の対応について」を示し、追加・一部改訂作業を進め、当面なすべき対応を明示しています。介護事業者はこうした情報をもとに、危機管理の面からあらゆる対策を講じておく必要があるでしょう。

パンデミックと法律の関わり

パンデミックは非日常な事態です。具体的な問題が発生した場合、介護施設も事業所である以上、法律の世界と関わることは避けられません。

パンデミック対策を企業の法律問題として検討する場合、取引先との関係と従業員との関係という2つの方向性で考えることができます。介護施設の場合、取引先は利用者や家族と置き換えて考えられます。

大切なことは、介護サービスが「契約」の上に成り立っているということです。介護施設への非難やクレームの切り口はすべてここにあるのです。

従業員への対応は

従業員との関係(労務管理)についてもかなり複雑な問題が想定されます。例えば、新型インフルエンザに罹患した職員に対し、業務に就かないよう休業命令を発することができるのか否か。できるとすれば休業期間中の賃金、休業手当、休業補償を支払わなければならないのか。

デミックの中で発生した事態の緊急性や重大性を踏まえると、施設側としては、想定される法的見解が最終的に確定していない段階であっても、一定の対処を断行しなければならないということも考えられます。

施設側としては、このような事態に直面した場合、法的な側面の懸念が、本来の介護サービスを全うするための果敢で適切な対処を妨げることがないよう、あらかじめ顧問弁護士から簡にして要を得た法的コンサルタントを受けておくなど、勘所を押さえておくことが大切です。

労使問題について

さらに考えておかなければならないことは労使問題です。

労務管理という表面の平穏さに目を奪われ、例えば派遣可能期間の制限を回避するための表面的なテクニックなどにばかり関心が高い経営者も散見します。介護施設は平時から労務問題が起こりやすい面があり、ふと気がつくや労働組合が結成され、団体交渉を要求されることも少なくありません。

もとより、労働組合を敵視することは論外としても、労働組合が結成されざるを得ないような場合、パンデミックの中で発生した事態を、直ちに労使一丸となって解決するという環境が整っているといえるかどうかは、疑問です。

つまり、パンデミックという特殊な状況下であればもとより利用者に良質な介護サービスを継続的に提供していくためには、何よりも実態として労使の信頼関係という基礎(基盤)がしっかりしていることが不可欠です。

次回以降、組織における労働問題や介護サービスに関連するに法的側面について解説したいと思います。

介護と法律

連載1 新型インフルエンザと介護現場の関係



弁護士 前田 尚一氏

事前に一定の措置を講じている場合とそうでない場合とに違いがあるのか。実際に休業命令を発する場合、備えなければならない条件は何か。職員が新型インフルエンザの疑いにとどまっている場合はどうか。

あるいは、職員が新型インフルエンザへの感染をおそれて出勤を拒否した場合に、出勤命令を出すことは可能かどうか。可能な場合、命令に従わない職員に対し懲戒することが可能かどうか。もちろん、これらは雇用者の職員に対する安全配慮義務を尽くさなければならないという健康管理という側面も含んでいます。

さらに、施設の全部を閉鎖、または一部縮小しなければならない事態となった場合においても、職員に対し賃金を支払わなければならないのかどうか。新型インフルエンザに罹患している職員と罹患していない職員で違いがあるのかどうか、ざっと思いつくだけでも実にさまざまなケースが想定されることに気がつきます。

もっとも、介護事業者は利用者の生命、健康の保持や自立を支えるためのサービスを継続的に提供しなければならないという特殊性と、パン

ままだ・しょういち 昭和34年岩見沢市生まれ。北大法学部卒。平成元年弁護士登録。5年に前田尚一法律事務所開設。札幌弁護士会所属。病院、介護施設の顧問、労使紛争、労働組合対策など扱う事例は幅広く、現在「のりゆきのトークDE北海道」(uhb)準レギュラーのほか、WEB専門ニュースサイト「BNN」で「弁護士Mの法律小咄」を担当。

【事務所住所等】
札幌市中央区南1条西11丁目1番地 コンチネンタルビル9F
TEL.011-261-6234
FAX.011-261-6241
URL:www.smaedawal.com
E-mail:maeda@lawyers.or.jp

IBCコミュニケーションズは介護・認知症予防事業に従事者研修会を開催し、認知症予防事業のABCを、三十一日から九月にかけて道内四会場で開催。

認知症予防事業従事者研修会

28日に札幌で経営者・管理者研修会。日本GH協進支部。日本認知症グループホーム協会道支部は、二八日、札幌市白石区市産業振興センターで「会社経営」会計処

31日から道内4会場。マニアル作成など開催日二週間前。詳細はホームページhttp://www.abc-coms.jp/

定住自立圏等民間投資促進交付金ヒアリング調査を17日まで受け付け

道は国の本年度補正予算で創設された、事業所・施設整備等に助成する「定住自立圏等民間投資促進交付金」の希望者ヒアリング調査を、十七日まで受け付けている。

訪問看護、通所介護、訪問リハ、短期入所等広域的利用の拠点的な事業所・施設と施設付帯設備などの整備(増

28日に札幌で経営者・管理者研修会。日本GH協進支部。日本認知症グループホーム協会道支部は、二八日、札幌市白石区市産業振興センターで「会社経営」会計処

改築、耐震化、機能強化を伴う改修を含む)を対象に、経費の二分の一以内を助成する。定住自立圏の道内対象地域は札幌、旭川、函館、釧路、苫小牧、帯広、小樽、室蘭、千歳、石狩、

滝川、網走、稚内、根室、留萌、紋別、名寄、深川、富良野、砂川、各市町。調書は道ホームページhttp://www.pref.okkaido.jp/ss/eki/chuko/fejuminikan/uhukin)に掲載。調

来月21日に...初の講演会...札幌道訪問スピーチセラピストの集い

北海道訪問スピーチセラピストの集いは初の講演会を、八月二十一日午後七時半から札幌市の手稲区仁会病院会議室で開く。

「訪問STにおける評価の視点」訪問スタッフとして大切なこと

在宅生活でのコミュニケーションズは介護・認知症予防事業に従事者研修会を開催し、認知症予防事業のABCを、三十一日から九月にかけて道内四会場で開催。

マニアル作成など開催日二週間前。詳細はホームページhttp://www.abc-coms.jp/

28日に札幌で経営者・管理者研修会。日本GH協進支部。日本認知症グループホーム協会道支部は、二八日、札幌市白石区市産業振興センターで「会社経営」会計処

改築、耐震化、機能強化を伴う改修を含む)を対象に、経費の二分の一以内を助成する。定住自立圏の道内対象地域は札幌、旭川、函館、釧路、苫小牧、帯広、小樽、室蘭、千歳、石狩、

滝川、網走、稚内、根室、留萌、紋別、名寄、深川、富良野、砂川、各市町。調書は道ホームページhttp://www.pref.okkaido.jp/ss/eki/chuko/fejuminikan/uhukin)に掲載。調

在宅に十分な準備が必要なことなど、訪問STだけでなく、POT、看護師ケアマらにも分かりやすい内容を予定。参加職種問わず、員八十人。参加費円(学生五百円)。申込み締め切り八月四日。問い合わせメール(nokaid@hounon-st@hounon-st.co.jp)かファクス044(5)8822